



令和5年10月5日

熊谷市長 小林 哲也 様

熊谷市国民健康保険運営協議

会長 沼上 政幸



熊谷市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和5年9月15日付け熊保年発第781号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達しましたので、ここに答申します。



今般の「熊谷市国民健康保険税の税率等について」の諮問は、令和9年度の準統一を踏まえ、県が示す市町村標準保険税率を参考に、次のとおり、改正案が提示されたものである。

<改正案>

課税区分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割率	6.9%	6.92%
	均等割額	28,500円	31,500円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.2%	2.32%
	均等割額	13,000円	13,500円
介護納付金分	所得割率	1.7%	1.86%
	均等割額	12,500円	13,500円

医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のすべてにおいて、所得割及び均等割額を引き上げるものである。

これらは、「埼玉県国民健康保険運営方針」に定められた保険税水準の統一に向けて、県が示す市町村標準保険税率との乖離が生じていることから、被保険者の急激な負担増に配慮しながら段階的に税率改正を行うものであることから、下記のとおり答申する。

記

- 1 熊谷市国民健康保険税の令和6年度における税率等については、諮問のとおりとすることが適当である。
- 2 答申にあたり、次の意見を付記する。
 - (1) 保険税の引き上げは、滞納者の増加につながりかねないため、税率改正と併せて保険税の収納率向上や医療費適正化に努めること。
 - (2) 準統一に向けて税率改正を行うにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないよう、市町村標準保険税率との乖離分について平準化し、次年度以降の税率改正を行うよう配慮されたい。